札幌市内事業者の皆さま

札幌市長 秋元 克広

# 北海道内における「集中対策期間」の終了に伴う 市内事業者の皆さまへのお願いについて

日頃から札幌市政に対し、特段のご理解及びご協力をいただき、厚くお礼申し 上げます。

北海道は、新規感染者数及び入院患者数の減少傾向が継続していることから、 これまで継続してきた「集中対策期間」を令和3年3月7日をもって終了することといたしました。

しかしながら、これから年度末に向けては、就職・転勤等に伴う人の移動や会 食機会の増加など、感染リスクが高まることによる感染再拡大が懸念される時期 が続きます。また、安心してワクチンの接種を受けられる環境づくりを進めるこ とが重要であることから、北海道は、感染を防ぐ行動の徹底・定着と、再拡大の 防止に向けた対策の取組を要請しております。

札幌市においても、引き続き、感染対策の徹底に取り組むことが不可欠な状況 となっておりますので、各事業者の皆さまにおかれましては、下記の事項につい て十分ご留意いただきますようお願いいたします。

記

#### 1 年度末・年度初めの転勤や入社に関する協力要請

年度末・年度初めに向けて、転勤や入社等に伴う人の移動や会食機会の増加が見込まれるため、事業者の皆さまにおかれましては、感染再拡大の防止に向けて、次の場面において感染防止対策に取り組んでいただくとともに、従業員の皆さまへの周知の徹底をお願いいたします。

# (1) 入社式、辞令交付式等

感染防止を徹底するとともに、人と人との間隔を十分に確保する等、適切な開催方法を検討すること。

### (2) 歓送迎会

歓送迎会については控えること。

#### (3) あいさつ回り

不急のあいさつ回りについては、自粛または後ろ倒しすること。

### (4) 入社、着任等

引越時期を分散化するため着任日は柔軟に対応すること。また、入社、着任までの体調管理を徹底すること。

なお、北海道と経済団体が連携して、転勤・入社・入学の場面での感染拡大 防止対策取組事例の提案集を作成しております。詳細については、以下の北海 道のホームページにてご確認ください。

(URL: http://www.pref.hokkaido.lg.jp/kz/kks/jireishuu\_tennkinn.pdf)

### 2 事業者の皆さまへのお願い

事業者の皆さまにおかれましては、以下(1)~(6)について取り組んでいただくとともに、従業員の皆さまへの周知の徹底をお願いいたします。

### (1) 外出について

<u>緊急事態宣言の対象地域との不要不急の往来はお控えいただきますよう</u> お願いします。

**また、感染拡大地域への訪問は、行き先などを慎重に検討し、**発熱や咳があるなど体調が悪い場合は外出をお控えいただきますようお願いします。

## (2) 従業員に対する感染防止対策の周知の徹底

職場に関連したクラスター発生や重症化リスクの高い方等への感染を防止するために、従業員の皆さまに対し、以下ア〜クについて、特に周知いただきますようお願いいたします。

- <u>ア 業種別ガイドラインや新北海道スタイルの実践などを宣言している店舗</u> を利用すること。
- <u>イ 飲食店を利用する際には、4人以内など少人数かつ短時間で、深酒をせず、「黙食」を実践すること。会話をするときはマスクを着用し、大声を出</u>さないこと。
- <u>ウ ローテーション勤務やテレワークの活用による在宅勤務や時差出勤をよ</u> り一層徹底すること。
- <u>エ 休憩や食事場所等、職場での感染リスクが高い場所での対策を徹底する</u> <u>こと。</u>
- オ 外出等により人と接触する際は、マスクの着用、換気の徹底、大声での 会話の回避、距離をあけて対面はさける等の感染対策を行うこと。
- カ 従業員の健康状態(体温、咳の症状や味覚・嗅覚の異常等)を記録する等、 体調管理を徹底するとともに、体調が悪い従業員は出勤を控えること。
- キ 感染リスクが高まる行為は極力控えること。
- ク 高齢者や基礎疾患を有する方等と接する場合は慎重な行動をとること。

#### (3) 新北海道スタイルの再確認と徹底

北海道が掲げる新北海道スタイル(従業員による「新しい生活様式」、事業者における「7つのポイントプラス1」の取組)を再確認のうえ、感染防止対策の徹底をお願いいたします。

なお、新北海道スタイルの詳細については、以下の北海道のホームページ に掲載されていますのでご確認ください。

(URL: http://www.pref.hokkaido.lg.jp/kz/kks/newhokkaidostyle.htm)

### (4) 業種ごとの感染拡大予防ガイドラインの遵守

店舗や事業者等の再開に当たっては、札幌市が策定しました感染拡大予防ガイドラインの遵守をお願いいたします。各ガイドラインについては、以下の札幌市のホームページをご参考ください。

(URL: <a href="https://www.city.sapporo.jp/kikikanri/kansenyobou\_gaidorain.html">https://www.city.sapporo.jp/kikikanri/kansenyobou\_gaidorain.html</a>)

なお、策定にあたって参考とした感染拡大予防ガイドラインは、内閣官房のホームページ(URL: https://corona.go.jp/)に一覧がございます。

(5) 北海道コロナ通知システムや接触確認アプリ(COCOA)の徹底した活用

「北海道コロナ通知システム」(北海道)や、新型コロナウイルス接触確認アプリ「COCOA」(厚生労働省)の活用を徹底してください。

【北海道コロナ通知システム(北海道ホームページ)】

(URL: http://www.pref.hokkaido.lg.jp/kz/kks/coronaalertsystem.htm)

【新型コロナウイルス接触確認アプリ「COCOA」(厚生労働省ホームページ)】

(URL: https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/cocoa\_00138.html)

(6) 従業員を休業させた場合の雇用調整助成金等の活用

従業員の一時的な休業等を行う場合は、「雇用調整助成金」の活用をお願いします。また、従業員が「新型コロナウイルス感染症対応休業支援金・給付金」を活用する場合のご協力についてもお願いいたします。

なお、詳細については、以下の国(厚生労働省)のホームページに掲載されていますのでご確認ください。

【雇用調整助成金 (新型コロナウイルス感染症の影響に伴う特例)】

(URL:https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou\_roudou/koyou/kyufukin/pageL07.html)

【新型コロナウイルス感染症対応休業支援金・給付金】

(URL: https://www.mhlw.go.jp/stf/kyugyoshienkin.html)

# 4 参考

(1) 新型コロナウイルス感染症 (COVID-19) に関する情報 (北海道)

警戒ステージや集中対策期間等の詳細については、以下の北海道のホームページをご確認ください。

(URL: http://www.pref.hokkaido.lg.jp/ss/ssa/singatakoronahaien.htm)

(2) 職場における感染症予防の注意事項等(札幌市)

以下の札幌市のホームページにおいて、職場での注意事項をまとめておりますのでご確認ください。

(URL: <a href="http://www.city.sapporo.jp/hokenjo/f1kansen/documents/poster\_office\_covid-19.pdf">http://www.city.sapporo.jp/hokenjo/f1kansen/documents/poster\_office\_covid-19.pdf</a>) また、従業員の皆さまが、体調不良を訴えた場合や陽性者の濃厚接触者となった場合の対応について、フロー図を記載しておりますのでご確認ください。(URL: <a href="http://www.city.sapporo.jp/hokenjo/f1kansen/documents/flowchart\_office\_covid-19.pdf">http://www.city.sapporo.jp/hokenjo/f1kansen/documents/flowchart\_office\_covid-19.pdf</a>)

■令和3年2月16日~2月28日までの「市内全域の飲食店等」における営業時間短縮要請に伴う支援金に関する問い合わせ

お問い合わせ専用ダイヤル 11011-350-5927

<受付時間> 平日8:45~17:15(3月31日までは土日祝も対応)

■令和 3 年 1 月 16 日~2 月 15 日までの「すすきの地区等」における協力要請に関する問い合わせ

お問い合わせ専用ダイヤル Tm 0570-200-105

<受付時間> 平日8:45~17:15(土日祝除く)

- ■職場における感染症予防の注意事項等に関する問い合わせ 札幌市新型コロナウイルス一般電話相談窓口 TeL011-632-4567
- ■事業者向け経営相談、融資、感染症予防、市税の納税猶予等の相談 事業者向けワンストップ相談窓口 Ta 011-231-0568

<受付時間>

平日 9:00~12:00、13:00~17:00 (土日祝日、年末年始の休業日を除く) ※最終受付 16:30

■当通知文に関する問い合わせ先 札幌市経済観光局産業振興部経済企画課 高田、片岡 Tm.011-211-2352